



協会の概要

全老健



ごあいさつ



公益社団法人 全国老人保健施設協会
会長 **山田 和彦**

公益社団法人全国老人保健施設協会（略称：全老健）は、全国の介護老人保健施設が協力して、高齢者の自立した生活を支援し、地域社会の健全な発展を目指し、保健・医療・福祉の質の向上などに資する調査研究等を行い、保健医療の向上及び福祉の増進に寄与することを目的として平成元年に社団法人として設立された全国組織です。

老人保健施設は昭和62年にモデル7施設からスタートしました。創設から24年経過した現在、全国津々浦々に整備されその施設数は3700を超えるまでになりました。老人保健法の下で発足した老人保健施設は、平成12年の介護保険制度の開始で介護保険法の下で設置運営されております。

今我が国では2025年を目途とした「地域包括ケアシステム」の構築を目指し地域ケアのあり方が大きく変わろうとしています。地域包括ケアシステムでは、日常生活圏域において医療も介護も一体的に提供し24時間365日住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会を目指しています。このことはまさに制度創設以来現在まで我々老人保健施設が掲げてきた理念と全く一致したものです。

この新しい地域ケアの時代に向かって、今までの実績と経験をもとに更なるサービスの充実を図り適正な評価の下、日夜地域の第一線で活動している全国の老人保健施設が名実ともに地域包括ケアの中核施設となれるよう努力していく所存ですのでどうぞよろしく願いいたします。

この冊子が全老健と老人保健施設について、皆様のご理解を深めていただく一助になれば幸いです。

平成23年8月 **山田 和彦**

目的

本協会は、全国の介護老人保健施設の一致協力によって、高齢者等が自立して生活できるよう、地域社会の健全な発展を図るとともに、保健医療サービス及び福祉サービスの質の向上確保に係る調査研究等を行い、もって高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

会員

本協会の会員は、次に掲げる者をもって構成する。

(1)正会員 本協会の目的に賛同して入会した、介護保険法に規定する介護老人保健施設の代表者（代表者はその施設の開設者又は管理者とする。ただし、特段の事情のある場合は、当該開設者が指定する者も可とする。）

なお、代表者を変更した場合は、別に定める手続きによって変更することができる。

(2)準会員 都道府県知事の許可を受けて介護老人保健施設を開設しようとする者（厚生労働大臣が介護老人保健施設の開設者として適当であると認定した者を含む。）又は当該施設開設準備責任者であって、本協会の目的に賛同して入会した個人

(3)賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した団体又は個人

(4)名誉会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

介護老人保健施設の理念と役割

Philosophy & role

| 介護老人保健施設の理念と役割 |

介護老人保健施設は、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上をめざし総合的に援助します。また、家族や地域の人びと・機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援します。

01 | 包括的ケアサービス施設

利用者の意思を尊重し、望ましい在宅または施設生活が過ごせるようチームで支援します。そのため、利用者に応じた目標と支援計画を立て、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供します。

02 | リハビリテーション施設

体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に、集中的な維持期リハビリテーションを行います。

03 | 在宅復帰施設

脳卒中、廃用症候群、認知症等による個々の状態像に応じて、多職種からなるチームケアを行い、早期の在宅復帰に努めます。

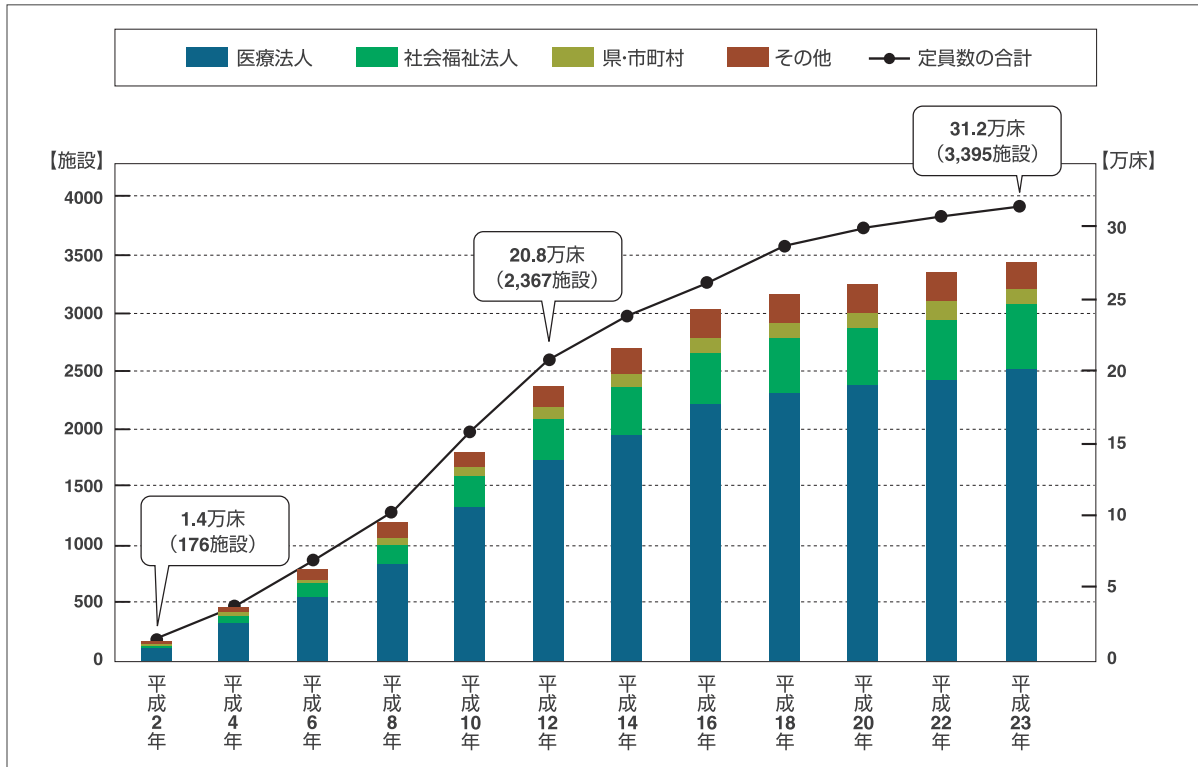
04 | 在宅生活支援施設

自立した在宅生活が続けられるよう、介護予防に努め、入所や通所・訪問リハビリテーションなどのサービスを提供するとともに、他サービス機関と連携して総合的に支援し、家族の介護負担の軽減に努めます。

05 | 地域に根ざした施設

家族や地域住民と交流し情報提供を行い、さまざまなケアの相談に対応します。市町村自治体や各種事業者、保健・医療・福祉機関などと連携し、地域と一体となったケアを積極的に担います。また、評価・情報公開を積極的に行い、サービスの向上に努めます。

会員施設数と入所定員数の推移



※各年3月末データ

全国で約3,400施設の会員施設が、
31万5千人の高齢者を受け入れています。

設置主体	施設数	構成比(%)	入所定員数	平均定員数
医療法人	2,511	73.5	234,517	93.4
社会福祉法人	528	15.5	48,766	92.4
社会保険協会	28	0.8	2,662	95.1
日本赤十字社	6	0.2	582	97.0
厚生連	28	0.8	2,340	83.6
健康保険組合	6	0.2	556	92.7
共済組合	4	0.1	348	87.0
都道府県	2	0.1	128	64.0
その他	305	8.9	25,121	82.4
合計	3,418	100.0	315,020	92.2

全老健正会員施設加入状況 (平成23年6月末時点)

全国で約21万人のスタッフが、
介護老人保健施設を支えています。

職種	従業者数(人)
医師	6,658
歯科医師	49
薬剤師	2,601
看護師	17,706
准看護師	22,314
介護職員	108,607
支援相談員	6,327
理学療法士	7,395
作業療法士	5,955
言語聴覚士	1,179
栄養士	4,876
介護支援専門員	6,746
調理員	7,523
その他の職員	17,414
総数	215,350

平成21年介護サービス施設・事業所調査結果(厚生労働省)より

※ここで紹介したのは入所利用者のみです。通所リハビリテーションなどの利用者を含めるとさらに多くの方々にご利用いただいています。

「ろうけん＝介護老人保健施設」ってどんな所？

介護老人保健施設は介護保険法に規定されたケアサービス施設です。

介護老人保健施設が提供する代表的なサービスには、入所・通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション・ショートステイ(短期入所療養介護)の4種類があります。

サービスを利用するには、介護保険の被保険者で、市町村が行う要介護認定を受ける必要があります。(入所サービスを利用するには要介護状態であると認定されることが必要です)

※詳しくは市町村の介護保険窓口、または施設へ直接お問合せください。



では、介護保険とは何でしょうか。

介護保険制度とは、ひとこと言えば、要介護状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた家庭・地域で生活を営むことができるよう、社会的に支援するための制度です。

介護保険法は、平成9年12月に制定、平成12年4月1日より施行されました。

なお、平成18年4月から導入された新予防給付サービスを行っている介護老人保健施設では、要支援の認定を受けた方に対する介護予防短期入所療養介護や介護予防通所リハビリテーション等を実施しています。介護老人保健施設は、これからも地域の要介護高齢者を支援していくための核として機能していくことが期待されているのです。

さらに平成24年4月から2025年を目途に始まる「地域包括ケアシステム」の中核的施設としても大きな期待を集めています。

「**ろうけん＝介護老人保健施設**」は、介護を必要とする高齢者の自立を支援し、家庭への復帰をめざすために、医師による医学的管理の下、看護・介護といったケアはもとより、理学療法士や作業療法士等によるリハビリテーション、また、栄養管理・食事・入浴などの日常サービスまで併せて提供する施設です。

利用者一人ひとりの状態や目標に合わせたケアサービスを、医師をはじめとする専門スタッフがを行い、夜間でも安心できる体制を整えています。

介護老人保健施設は、常に利用者主体の質の高い介護サービスの提供を心がけ、地域に開かれた施設として、利用者のニーズにきめ細かく応える施設です。介護予防を含めた教育・啓発活動など幅広い活動を通じ、在宅ケア支援の拠点となることを目指して、ご利用者・ご家族の皆様が、快適に自分らしい日常生活を送れるよう支援をしています。

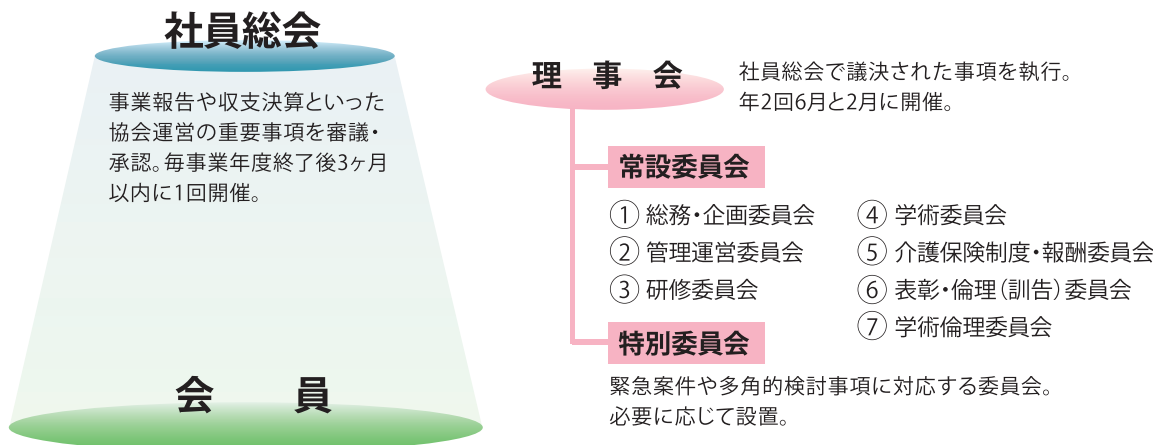
高齢者が尊厳をもって安心して介護を受けられるよう努力しています。たとえば身体拘束は、高齢者の尊厳を損なう行為であるばかりでなく、QOL(生活の質)や身体機能の低下にもつながりかねないものです。介護老人保健施設は身体拘束の廃止や高齢者虐待防止などにも積極的に取り組んでいます。

協会の沿革と組織

協会の沿革

昭和62年	2月16日	厚生省によるモデル老人保健施設7ヶ所の指定
平成元年	11月23日	社団法人全国老人保健施設協会設立総会
	12月21日	高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)策定
	12月22日	社団法人全国老人保健施設協会設立許可
平成2年	3月19日	社団法人全国老人保健施設協会第1回総会
	6月30日～7月1日	第1回全国老人保健施設大会(山梨県)「寝たきりからの解放をめざして」
平成3年	6月28日～29日	第2回全国老人保健施設大会(広島県)「今問われる…長寿社会の“QOL”」
平成4年	7月9日～10日	第3回全国老人保健施設大会(北海道)「心豊かな長寿社会をめざして」
平成5年	7月16日～17日	第4回全国老人保健施設大会(宮崎県)「地域に開かれた施設づくりを求めて」
平成6年	3月25日	社団法人全国老人保健施設協会 創立5周年記念事業
	7月28日～29日	第5回全国老人保健施設大会(大阪府)「その人らしさを求めて～ボケても幸せやねん」
平成7年	7月13日～14日	第6回全国老人保健施設大会(宮城県)「地域における保健・医療・福祉の連携をめざして」
平成8年	7月25日～26日	第7回全国老人保健施設大会(兵庫県)「心のケア～新しい介護システムをめざして」
平成9年	7月3日～4日	第8回全国老人保健施設大会(千葉県)「地方文化としての高齢者介護」
	12月9日	介護保険法成立、平成12年4月からスタート
平成10年	9月3日～4日	第9回全国老人保健施設大会(岡山県)「高齢者の尊厳が生み出すまち創り～バリアフリーが導く夢の実現」
平成11年	10月13日～15日	第10回記念全国老人保健施設長野大会「地域がつくる高齢者ケア～少子・高齢社会の21世紀に向けて～」
	11月19日	社団法人全国老人保健施設協会 創立10周年記念事業
平成12年	4月1日	介護保険制度スタート
	10月4日～6日	第11回全国介護老人保健施設三重大会「老健施設がつくる明るい未来」(介護保険発足記念大会)
平成13年	1月6日	中央省庁再編
	8月20日～22日	第12回全国介護老人保健施設東京大会「“21世紀”老健施設のアイデンティティの確立を求めて」
平成14年	10月2日～4日	第13回全国介護老人保健施設福岡大会「思いやりのある豊かな未来をめざして～老健施設の明るい介護～」
平成15年	10月15日～17日	第14回全国介護老人保健施設大会inほっかいどう「いきいき、ながいき～高齢者の幸せは私たちの未来～」
平成16年	11月10日～12日	第15回全国介護老人保健施設香川大会「ゆっくり生きませ 長寿社会～あなたと私の未来、豊かな老後、明るい社会～」
平成17年	8月30日～9月1日	第16回全国介護老人保健施設神奈川大会「みんなで創る 高齢社会」
平成18年	11月8日～10日	第17回全国介護老人保健施設熊本大会「新たな包括的地域ケアをめざして～在宅ケアの拠点とリハビリテーション～」
平成19年	10月10日～12日	第18回全国介護老人保健施設愛知大会「愛と知で高齢社会に貢献しよう！～深い愛情・豊かな知識～」
平成20年	8月27日～29日	第19回全国介護老人保健施設大会 京都「京から明日へ、はんなり介護～一人ひとりにいのちの輝きを～」
平成21年	7月22日～24日	第20回全国介護老人保健施設大会 新潟「老健が創る新文明～トキめく長寿社会をめざして～」
	10月9日	社団法人全国老人保健施設協会 創立20周年記念事業
平成22年	11月10日～12日	第21回全国介護老人保健施設大会 岡山「老人力と老健力 高齢社会の中のパートナーシップ<人と人、力と力、無限の可能性を信じて>」
平成23年	7月	第23回全国介護老人保健施設大会 岩手 (3月11日発生の東日本大震災により中止)

協会の組織



協会の活動

01 | 全国大会事業

全老健の設立理念に則り、全国の介護老人保健施設関係者が参集し、少子高齢社会を支えるための介護老人保健施設のあり方について研究し、相互研鑽を図ることを目的とした全国大会を年1回開催しています。全国介護老人保健施設大会は、平成2年に山梨県で開催された第1回大会を皮切りに全国各地で開催され、平成22年で第21回となります。



02 | 教育・研修、人材育成事業

介護老人保健施設と地域ケアにおけるサービスの質の維持・向上を目指し、全老健では会員施設の役職員等を対象に、職員基礎研修会、中堅職員研修会、管理者(職)研修会等の階層別研修会をはじめ、制度改正に合わせた伝達講習会、リハビリテーション、認知症ケア、ケアマネジメントなどの専門分野別講習会等、年間30回に及ぶ研修会を開催しています。さらに、指定研修施設において実技中心の研修を行う実地研修事業にも積極的に取り組んでいます。

そのほか、認定資格制度事業、人材確保事業に着手し、ケアを担う優れた人材の育成を目指しています。



03 | 学術・調査研究(介護保険対策)事業

時代のニーズに対応したサービスを提供するため、全老健ではさまざまなテーマに関する調査・研究を行うとともに、その成果を活かした、業務指針、マニュアル類の整備等に積極的に取り組んでいます。

また、施設の管理・運営や経営実態等に関するデータ収集を行い、介護保険制度上の課題を把握し、介護老人保健施設が地域の社会資源としての機能を発揮するための政策提言を行っています。

04 | 広報・情報関連事業

全老健の活動と高齢者ケアに関する最新のトピックスを紹介する機関誌『老健』(毎月25日発行)、ホームページと連動して新着情報をいち早く伝えるメールマガジン<e-roken>(隔週配信)等、複数のメディアを活用し、会員施設に常に的確な情報を届けています。

また、業務マニュアルの監修、制度改正に即した通知等資料集の発行や、介護老人保健施設と介護保険制度を利用者に周知し、適切な利用を促すためのリーフレット類の制作等を行っています。

05 | 安全推進事業

利用者の安心・安全を目指して、全老健では年2回の安全推進月間を設け、会員施設に向けた注意喚起と安全確保を呼びかけています。



全老健マークの意味

正円3つの色は、介護老人保健施設を象徴するものです。

「オレンジ」は、太陽や炎の色で「明るさ」。

「グリーン」は、若葉や木の芽の色で「若さ」。

「紫」は、古くから貴いとされる色で「質の高さ」を表します。

円を取り巻くリボン状のものは「心」を示すハート型になっています。